

河川管理者から市町村へのホットライン活用ガイドライン構成(案)

1. ホットラインが始まった経緯
 - ・平成16年の水害を踏まえ、平成17年から開始された 等
 - ・ホットラインの制度的な背景（水防法、災害対策法等）
2. 最近の水害の特徴
 - ・避難の遅れにより要配慮者施設を中心に人的被害が発生 等

3. ホットラインの目指すべき姿（論点）

- ・ホットラインは市町村長（避難勧告等発令者）に「気づき」促すとともに、河川管理者の有する情報を提供するもの
- ・ホットラインは河川管理者から市町村への一方通行ではなく、双方向で災害対応を図るもの

4. ホットラインのフローチャート
事前の情報提供→訓練等の実施→

5. 中小河川においてホットラインを実施する上での留意事項（論点）

6. 受け手側（市町村）への配慮（論点）

7. ホットラインを有効活用するための事前の情報提供等（論点）

8. 直轄河川におけるホットラインの事例（工夫している点も含め）
9. 県管理河川におけるホットラインの事例（工夫している点も含め）
 - ①知事－市町村長パターン
 - ②県庁（河川課）－市町村長
 - ③県庁（危機管理部局）－市町村長
 - ④出先（河川担当）－市町村長
 - ⑤出先（危機管理担当）－市町村長

（参考資料）